

## 平成22年小野町議会第2回定例会

### 議事日程（第1号）

平成22年6月15日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第37号 小野町職員の育児休業等に関する条例について  
〔上程、説明、質疑。以下日程第8まで同じ〕
- 日程第 5 議案第38号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第39号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第40号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第41号 小野町立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第42号 財産の無償譲渡について  
〔上程、説明、質疑、討論、採決。〕
- 日程第10 議案の委員会付託
- 日程第11 請願・陳情の委員会付託
- 日程第12 報告第 2号 平成21年度小野町一般会計予算継続費繰越の報告について
- 日程第13 報告第 3号 平成21年度小野町一般会計予算繰越明許費繰越の報告について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（14名）

1番	宇佐見	留男	議員	2番	水野	正廣	議員
3番	国分	喜正	議員	4番	石戸	浩	議員
5番	遠藤	英信	議員	6番	村上	昭正	議員
7番	久野	峻	議員	8番	鈴木	忠幸	議員
9番	會田	隆壽	議員	10番	西牧	煜	議員
11番	橋本	健	議員	12番	吉田	鐵雄	議員
13番	佐藤	登	議員	14番	大和田	昭	議員

### 欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宍 戸 良 三	教 育 長	矢 内 今 朝 見
総 務 課 長	駒 木 根 祐 治	企 画 商 工 課 長	鈴 木 澄 夫
税 務 課 長	渡 辺 慶 一	町 民 生 活 課 長	村 上 春 吉
健 康 福 祉 課 長	藤 井 義 仁	農 林 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	石 井 一 一
地 域 整 備 課 長	佐 藤 喜 春	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	仲 野 谷 博
教 育 課 長	先 崎 幸 雄	施 設 整 備 室 長	吉 田 浩 祥
代 表 監 査 委 員	先 崎 福 夫		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宗 像 利 男	書 記	先 崎 実
書 記	矢 吹 美 加	書 記	根 本 慶 一
書 記	新 田 徹	書 記	照 山 真

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（大和田 昭君） ただいまから、平成22年小野町議会第2回定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（大和田 昭君） ただいま出席している議員は14名で、定足数に達しており、会議は成立いたしました。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

◎表彰状の伝達

○議長（大和田 昭君） 報告を申し上げます。

去る5月25日、福島県町村議会議長会において、私、大和田昭が自治功労者として福島県町村議会議長会会長より表彰されました。

これより伝達を行います。

〔表彰状伝達〕

---

◎受賞者謝辞

○議長（大和田 昭君） 一言、簡単に御礼の言葉を申し上げたいと思います。

ただいまは、本会議冒頭、貴重な時間を割いていただきまして、副議長より県議長会の会長から自治功労表彰を伝達いただき、大変光栄に存じますとともに、恥じる気持ちと感謝の念でいっぱいであります。これもひとえに議員各位はもとより、町当局のご指導とご協力のたまものと衷心より御礼を申し上げます。

私は、これを契機におごることなく、円滑な議会運営と議会の活性化に努め、町当局とも協力しながら議会の発展と町の繁栄、そして町民の福祉向上に邁進いたす所存でありますので、今後とも相変らぬご指導と叱咤激励のほどをよろしくお願い申し上げまして、御礼のあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。

---

◎議事日程の報告

○議長（大和田 昭君） 議事を続行いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大和田 昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第118条の規定により、議長において、

11番 橋本 健 議員

12番 吉田 鐵雄 議員

を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（大和田 昭君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

12番、吉田鐵雄議会運営委員長。

〔議会運営委員長 吉田鐵雄君登壇〕

○議会運営委員長（吉田鐵雄君） 去る6月11日開催いたしました議会運営委員会の結果について、ご報告申し上げます。

本定例会の会期については、本日から6月18日までの4日間とすることに決定いたしました。

以上をもって報告といたしますが、議員の皆様方のご理解とご賛同をお願い申し上げまして、報告にかえさせていただきますと思います。

よろしく願い申し上げます。

○議長（大和田 昭君） お諮りいたします。この定例会の会期を議会運営委員長報告のとおり本日から6月18日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月18日までの4日間と決定いたしました。

会期日程については、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（大和田 昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会委員長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した請願・陳情は1件であります。

蒸し暑いので、上着の脱衣を許可いたします。

---

#### ◎議案第37号～議案第41号の上程

○議長（大和田 昭君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第37号 小野町職員の育児休業等に関する条例についてから日程第8、議案第41号 小野町立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例についてまで、5議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

宗像事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

#### ◎議案第37号～議案第41号の説明

○議長（大和田 昭君） 町長の提案理由の説明を求めます。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 本日ここに、平成22年小野町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄何かとご多忙の中ご参集をいただき、ご審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げております案件は、条例の制定1案件、条例の一部改正4案件、財産の無償譲渡1案件、継続費繰越報告1案件、繰越明許費報告1案件、計8案件であります。

平成22年度もはや2カ月余りを経過し、3月定例会におきましてご議決を賜りました予算に基づく各事業の推進について、職員には全力で取り組むよう指示をしております。議員各位におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

議案の説明に入ります前に、最近の主な行政諸般の執行内容について、その概要を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、経済対策についてであります。最近の財務省東北財務局福島財務事務所発表の県内経済情勢報告によりますと、県内経済は厳しい状況にあるものの緩やかに持ち直しをしてきているとしております。

一方、5月の福島県有効求人倍率は0.35と、4月に比べ0.01ポイント下がっており、依然厳しい状況下にあ

ります。

このような中、町といたしましては、国の臨時交付金を最大限に活用するほか、町単独事業を含め、道路等の生活基盤整備、防災対策などのインフラ整備を行い、関連事業者を初めとする地域経済の底支えを実施するほか、離職した方を対象に福島県緊急雇用創出基金事業等で雇用を行ってきたところであります。

今後とも積極的に地域の経済対策に取り組んでいく所存であります。

平成21年度よりスタートいたしました第4次小野町振興計画についてであります。振興計画のまちづくりの基本目標である「すこやか」「はぐくみ」「げんき」「さわやか」「あんしん」を5本の柱として掲げ、本年度につきましても、重点事業を初め各事業に鋭意取り組んでいるところであります。

本年度の主な実施状況であります。 「すこやか」につきましても、まず新規事業といたしまして、本年10月から中学生までの通院・入院に係る医療費無料化を図るほか、新生児に幼児用木製いすをプレゼントする「おめでたいすープレゼント事業」を実施いたします。

放課後の子供の居場所づくりにつきましては、4月より小野新町小学校校舎を利用し、放課後児童クラブを開始し、夏井地区におきましては、放課後子ども教室を実施しております。

また、去る6月10日に第1回目の子ども手当を混乱なく支給をいたしましたところであります。

次に、「はぐくみ」であります。平成21年度に引き続き小野中学校改築整備事業、浮金中学校太陽光発電設置事業、小学校耐震補強、太陽光発電設置事業を実施するほか、新規事業といたしまして、老朽化したB&G海洋センタープールのシート張りかえ等の修繕に係る事業、丘灯至夫先生の生前の貴重な資料等の収蔵を含めた丘灯至夫記念館整備事業等を実施いたします。

「げんき」につきましては、平成21年度からの継続事業として、飯豊局における光ファイバー網の整備を行う地域情報通信基盤整備推進事業を本年度末までに完了し、かねてから要望の多かった高速通信に対応いたします。

企業誘致につきましては、引き続き財団法人日本立地センターへアンケート調査を委託するほか、福島県と連携を図りながら早い機会の誘致を図りたいと存じます。

また、地域住民が自主的に創意を持って行うまちづくり活動を積極的に支援するため、「小野町55周年地域のがんばり応援事業」を新規に実施するほか、1年後に迫った地上デジタル放送完全移行に備え、地上デジタル放送難視聴地域解消事業に取り組み、難視聴ゼロに取り組みます。

「さわやか」につきましては、昨年度策定いたしました小野町新エネルギービジョンを具現化するため、太陽光発電施設設置への補助を実施し、化石燃料に依存しないエネルギー施策を実施するとともに、懸案であります生活排水の適正処理を推進するため、合併処理浄化槽設置整備事業を推進いたします。

次に、「あんしん」につきましては、引き続き右支夏井川河川改修事業につきまして国・県と連携しながら取り組むとともに、交通弱者に対しましては、新公共交通システムの構築を目的として巡回バスの試験運行を実施いたします。

続きまして、農作物の状況であります。本年度におきましては春先から低温が続いており、昨今においても朝夕の寒冷な気候が影響し、米を含めた作物につきましては、総じて1週間から10日ほど生育がおくれ気味であります。町といたしましては、不測の事態に備えて万全の対応を図るとともに、今後の天候回復に期待を

するものであります。

また、町内各地で、イノシシによる被害を最小限にとどめるため、有害鳥獣捕獲隊の協力を得て駆除活動を行っているところであります。

畜産におきましては、本年度宮崎県で大きな問題になっております口蹄疫感染を未然に阻止するため、緊急に消毒薬等防疫物資を関係者に配布いたしました。

次に、観光であります。寒冷な日が続く、夏井千本桜も開花時期に懸念をいたしました。ゴールデンウィーク直前に満開を迎えたことから例年にない大勢の観光客が来訪し、小野町のすばらしさを満喫しました。5月下旬には、県立自然公園矢大臣山、高柴山の山開き行われたほか、今月20日の日曜日には日影山ふれあい登山が実施予定で、多くの方々が自然に親しみ、心地よい汗を流し、さわやかな登山やハイキングを楽しんでいただくよう期待するとともに、ことしも無事故でシーズンが終えることを念願しております。

次に、国・県が事業主体となります主要プロジェクトの進捗状況についてご報告をいたします。

まず、右支夏井川河川改修事業であります。事業費につきましては昨年度からの繰り越しも含め3億4,000万円となり、このうち2,800万円が本年度追加配分されております。区域につきましては、谷津作地区のほか上流部についても本年度事業として追加されたものであります。内容については、JR橋梁下部工及び管渠工及び用地測量業務、設計業務等であります。河川改修による残地に関しましては、県と利活用方法につきまして協議を進めており、議員の皆様方にもその活用方法についてご指導いただければ幸いです。と考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、あぶくま高原自動車道につきましては、念願でありました小野インターチェンジから矢吹インターチェンジまでの35.9キロメートルが本年度末には全線開通することになっており、人の交流や物資の流通に一層の拍車がかかるものと期待をしております。

次に、平成21年度決算予定についてであります。一般会計における決算総額は、歳入歳出とも前年度を上回る決算規模となり、歳入総額で約48億1,000万円、歳出総額が約44億4,700万円となり、繰越財源を差し引いた実質単年度収支は1億6,600万円の黒字決算となる見込みであります。今後、決算監査を経て第3回定例会におきまして決算認定を賜るものであります。本年度におきましても一般会計、特別会計とも予算の適正執行に努めたものと考えているところであります。

なお、財政運営に関しましては、現在にも増してさらなる財政の健全化に取り組んでまいり所存であります。

ただいま申し上げました各種の取り組みにつきましては、本年度実施する事業の一端であります。私が常に念頭に置いておりますことは、一人一人の町民が幸せに暮らし、みずから輝き、小野町への愛着を感じつつ、助け合いながら住みよい町を創造することです。そのためには、町民と役場が同じベクトルを持ちつつ、協働によるまちづくりを行うことが肝要であり、実現に向けた各種施策に傾注してまいり所存であります。

以上、町政の一端について申し上げましたが、社会情勢の変化が激しく、財政状況が厳しい中まちづくりを進めるために、「笑顔とがんばり行革大綱」のなお一層の推進に邁進し、継続的、自立的発展の基礎となる財政基盤を確かなものとして、振興計画に基づく各種施策に取り組み、町の活性化を図る所存であります。議員各位のなお一層のご指導、ご協力とご支援を賜りますようお願いいたします。

それでは、本定例会に提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第37号 小野町職員の育児休業等に関する条例についてをご説明いたします。

本案は、平成21年11月30日改正、本年6月30日施行の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、この法律において条例で定めるべき要件の規定により制定するものであります。

なお、条文の改正が多岐にわたるため、一部改正とせず、新条例を制定し旧条例を廃止するものであります。

法律の主な改正点は、配偶者が子の養育をすることができる場合でも、職員本人が育児休業をすることができること、父親である職員の育児取得促進を目的として、産後8週以内に最初の育児休業をした者は、特別な事情がなくても再度育児休業をすることができること、職員が最初の育児休業をした後3カ月以上経過すれば、再度育児休業をすることができること、育児短時間勤務の新設の4点であります。

条例案の概要であります。育児休業について配偶者の就業状況や育児休業取得の有無に関係なく取得できるよう規定するほか、育児短時間勤務をすることができる職員の条件等や、育児短時間勤務についても配偶者の就業状況や育児休業取得の有無に関係なく取得できること。育児短時間勤務職員の勤務の形態について規定するものであり、育児短時間勤務職員の給与関係についても、それぞれの状況に応じて定めるものであります。

また、部分休業についても整理を行うものであり、施行については平成22年6月30日とするものであります。

次に、議案第38号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。育児休業法の改正により、短時間勤務職員の勤務条件等について追加されるものが主な内容であります。

概要であります。短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間、短時間勤務職員の休日勤務時間の割り振りについて追加するほか、土・日曜を休みとしない職員で短時間勤務職員の週休日、育児短時間勤務職員の超過勤務命令の条件について規定するものであり、このほか短時間勤務の請求、超過勤務の制限の請求、超過勤務命令の条件について規定するもので、前議案同様、施行については平成22年6月30日とするものであります。

次に、議案第39号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員の給与は地方公務員法第25条第2項の規定により、法律または条例により特に認められた場合を除き、通貨で直接職員にその全額を支払わなければならないこととされており、条例の根拠によることなく給与からの控除、いわゆるチェックオフを行うことは法律との整合性を欠くとの指摘があることから、当該条例の改正を行うものであります。なお、施行につきましては公布の日とするものであります。

次に、議案第40号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は本年度の国保の療養給付を行うため、国民健康保険税の税率について改正を行うものであります。算定に当たり、本年度の医療費推計を行い、社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者支援金、介護納付金の予定納付額を勘案し、国保加入者の所得状況、固定資産税課税等、さらに世帯人数により本年度の国民健康保険税の算定を行ったものであります。

改正の内容は、医療分において、所得に応じる所得割、一世帯ごとの平等割、被保険者ごとの均等割の改正、あわせて軽減世帯の軽減額について改正を行うものであります。さらに、後期高齢者支援金分、介護納付金分についても、医療費分の状況と同じく改正を行うものであります。

なお、改正内容につきましては、過日開催いたしました国保運営協議会に諮問し、異議のない旨の答申を得ておりますことを申し添えます。

次に、議案第41号 小野町立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。



本案につきましては、保護者の所得状況に応じて経済的負担の軽減と、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差是正を図るため、地方公共団体が実施する就園奨励事業に対して、国が経費の負担の一部を補助する幼稚園就園奨励費補助金に係る国庫補助限度額が改正されたため、当町におきましても同様の優遇措置の緩和を行うため、条例の一部改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、減免限度額が拡大されたものであり、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものであります。

以上、条例の制定及び一部改正につきまして説明を申し上げましたが、なお細部につきましては、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

よろしくようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第37号～議案第41号の質疑

○議長（大和田 昭君） 議案に対する質疑を行います。

議案第37号 小野町職員の育児休業等に関する条例についてから議案第41号 小野町立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例についてまで、5議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第37号から議案第41号までの5議案について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第42号の上程

○議長（大和田 昭君） 日程第9、議案第42号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

宗像事務局長。

〔議会議務局長 朗読〕

---

#### ◎議案第42号の説明

○議長（大和田 昭君） 町長の提案理由の説明を求めます。

宍戸町長。

[町長 宍戸良三君登壇]

○町長（宍戸良三君） 議案第42号 財産の無償譲渡についてであります。本案は、平成19年10月に制定いたしました笑顔とがんばり！小野町定住・二地域居住推進事業実施要領第3条に定める町有林おすそわけ事業の申請がなされたため、同要領の規定に基づき町有林の杉10立方メートルを無償譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めます。

申請者は、千葉県白井市在住の藤井勇一さんで、小野町大字飯豊字行定向に新居を建設し、年内にも小野町に移住する予定であります。

以上、財産の無償譲渡につきまして説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第42号の質疑

○議長（大和田 昭君） 議案に対する質疑を行います。

議案第42号 財産の無償譲渡について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大和田 昭君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第42号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第42号の討論

○議長（大和田 昭君） 続いて、討論を行います。

議案第42号を討論に付します。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大和田 昭君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第42号の討論を終わります。

---

#### ◎議案第42号の採決

○議長（大和田 昭君） 次に、議案の採決を行います。

議案第42号 財産の無償譲渡についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案の委員会付託

○議長（大和田 昭君） 日程第10、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をごらん願います。

本案のとおり、常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### ◎請願・陳情の委員会付託

○議長（大和田 昭君） 日程第11、請願・陳情の委員会付託を行います。

お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託いたします。

---

#### ◎報告第2号及び報告第3号の報告

○議長（大和田 昭君） 日程第12、報告第2号 平成21年度小野町一般会計予算継続費繰越の報告について及び日程第13、報告第3号 平成21年度小野町一般会計予算繰越明許費繰越の報告について、2件を一括して朗読を省略し、町長の報告を求めます。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 報告第2号 平成21年度小野町一般会計予算継続費繰越の報告についてであります、本報告案件は、小野中学校校舎改築工事業、小野中学校屋内運動場改築工事業に係る継続費の繰越額について報告をするものであります。

小野中学校校舎改築工事業総額は11億4,318万3,000円であり、平成21年度継続費予算額は9億2,974万円、このうち平成22年度へ通次繰り越した金額は5億5,704万4,700円であります。

繰越額の財源内訳につきましては繰越金8,941万700円、国庫支出金3億6,123万4,000円、地方債1億640万円であります。

次に、小野中学校屋内運動場改築工事業総額は3億6,250万円であり、平成21年度継続費予算額は3億3,750万円で、このうち平成22年度へ通次繰り越した金額は同額の3億3,750万円であります。

繰越額の財源内訳につきましては、繰越金3,781万6,000円、国庫支出金2億1,778万4,000円、地方債8,190万円であります。

次に、繰越明許費繰越報告1案件であります。

報告第3号 平成21年度小野町一般会計予算繰越明許費繰越の報告についてであります。本報告案件は、地域情報通信基盤整備推進事業ほか21案件、計22案件に係る繰越明許費の繰越額について報告をするものであります。

地域情報通信基盤整備推進事業費総額から現年災公共土木施設災害復旧事業までの計22事業に係る事業費総額は8億9,391万6,000円で、平成22年度に繰り越した総額は7億119万7,000円であります。

繰越額の財源内訳につきましては、国庫支出金総額5億6,003万1,000円、県支出金総額1,099万2,000円、地方債総額5,990万円、一般財政財源総額7,027万4,000円であります。

以上、ご報告をいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大和田 昭君） 以上をもって本日の会議日程は全部終了しました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午前10時37分